

江戸時代から続く「三矢の儀式」を守りたい。



江戸時代から続く「三矢の儀式」を行う民田八幡神社が、平成29年秋の台風による倒木で損壊。現在も倒木が社に乗った危険な状態です。(平成29年12月現在)そのため平成30年の「三矢の儀式」は実施できなくなりました。

町指定無形文化財「三矢の儀式」 保存継承のための寄付にご協力をお願いいたします。



◆三矢の儀式について



毎年1月6日に新年と長男の元服を祝うものです。社での神事のあと、元服する子が烏帽子(えぼし)と直垂(ひたたれ)で正装した親に3本の矢を手渡し、最初の2本は裏に「鬼」と書かれたひし形的に向かって放ち、最後の1本をその年の恵方(えほう)の空へ放ちます。射抜かれた的は、豊作と無病息災の象徴として、元服した子の家の屋根上に置かれます。

◆倒木の撤去及び社の修復、地域の現状



今回、倒木の撤去や社修復に約500万円の費用が必要です(※正式には樹木撤去後に見積り算出されるため、概算額です)。民田八幡神社は、地区の氏子たちが大切に守ってきましたが、高齢化と過疎化が進み、現在地区の人口は24世帯57人。高齢化率約40%という現状の中、修復費用を氏子だけで負担することは困難で、倒木の撤去もできない状況となっています。

寄付の方法

お振込みによる寄付

原則、裏面寄付申込書をご記入の上、FAX・郵便・Eメールでご送付いただいたのち、振込先口座へお振込みください。寄付申込書のご対応が難しい場合は直接振込先口座へお振込み頂いても結構です。

※ご不明な点がございましたらお電話等でご相談ください。

※お振込みによる寄付が難しい場合はお電話等でご相談ください。

※寄付受付期限平成30年4月30日(月)まで。

寄付の返礼について

ご寄付をくださった皆様にはお礼状及び、三矢の儀式復活の際にご案内を差し上げます。

主催 三矢の儀式保存会(民田自治会)

協力 阿古谷みらい協議会

〒666-0231

兵庫県川辺郡猪名川町上阿古谷字畑ヶ芝56-3

(猪名川甲英高等学院内 三矢の儀式保存会)

電話 072-767-2266

(受付時間 月～金 9:00～17:00) ※12/28～1/9まで年末年始休業

FAX 072-767-2267

(裏面申込書を記入し送信してください)

メール sanyanogishikihozonkai@gmail.com

(裏面申込書を参考に必要事項を記入してください)

ホームページ <https://tamidasanyanogishiki.jimdo.com/>

